

奈良県告示第三百六号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・三・六号大宮通り線	奈良市宝来四丁目
大和都市計画道路一・四・一号奈良大阪線	奈良市宝来四丁目

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室及び奈良市都市整備部都市計画課

三 縦覧期間

令和二年十二月七日から同月二十一日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室に令和二年十二月二十一日までに必着するよう提出すること。